

# 平成26年度 岩手労働局行政運営方針の概要

## 取り組むべき課題と対応



**岩手労働局**



### 労働基準監督署・ハローワーク 管轄図

※遠野市宮守町は「ハローワーク遠野」の管轄ですが、労働基準監督署は「花巻労働基準監督署」の管轄です。  
 ※奥州市前沢区、衣川区は「ハローワーク水沢」の管轄ですが、労働基準監督署は「一関労働基準監督署」の管轄です。



### 岩手労働局のホームページのご案内

<http://iwate-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/>



最重点課題

- I 東日本大震災からの着実な復興及び復興支援 ..... P2
- II 若者・女性・高齢者・障害者などの就業実現 ..... P3~5
- III 安心して働くことができ、その能力を発揮しやすい労働環境の整備 ..... P6~7

主要施策

- 1 労働基準行政の主要施策 ..... P8~9
- 2 職業安定行政の主要施策 ..... P10
- 3 雇用均等行政の主要施策 ..... P11
- 4 労働保険適用徴収業務の主要施策 ..... P12



# I 東日本大震災からの着実な復興及び復興支援

## 1 復旧・復興工事における災害防止対策の徹底

### ● 施工業者等に対する監督指導・個別指導等の実施

・監督指導、個別指導、パトロール、集団指導等を積極的に実施し、特に、土砂災害防止対策、建設重機と労働者の接触防止対策、墜落・転落防止対策等の徹底を図り、新規参入労働者、職長等への安全衛生教育の徹底を指導します。

・除染等業務を行う事業者に対し、「除染等業務に従事する労働者の放射線障害防止のためのガイドライン」に定める必要な措置を行うよう指導します。

### ● 東日本大震災復旧・復興工事関係者連絡会議の開催

発注者、建災防等を構成員とする連絡会議の開催・支援等により、工事が輻輳することによる労働災害の防止に取り組みます。

### ● 東日本大震災復旧・復興工事安全衛生確保支援事業の活用促進

労働災害等の防止を目的とする各事業（現場巡回指導、新規参入労働者教育、職長教育等）が活用されるよう周知等を実施します。

## 2 復旧・復興工事関係労働者の労働条件の確保等

復旧・復興工事の本格化に伴い長時間労働が懸念される建設業者、トラック事業者等に対し、監督指導、集団指導等の機会をとらえ、法定労働条件の履行確保の徹底を指導します。

## 3 震災復興関連求人や事業再開に伴う求人の充足

就職面接会、事業所見学会などによるマッチング機会の積極的な提供や正社員求人への転換や賃金など求人条件の改善提案など求職者、求人者双方に働きかけます。

## 4 震災の影響を受けた者への就職支援

### ● 被災者雇用開発助成金等を活用した更なる雇用促進

被災離職者を雇い入れる事業主に対して助成する被災者雇用開発助成金を活用して一人でも多くの就職支援を行います。

### ● 職業訓練による就職支援

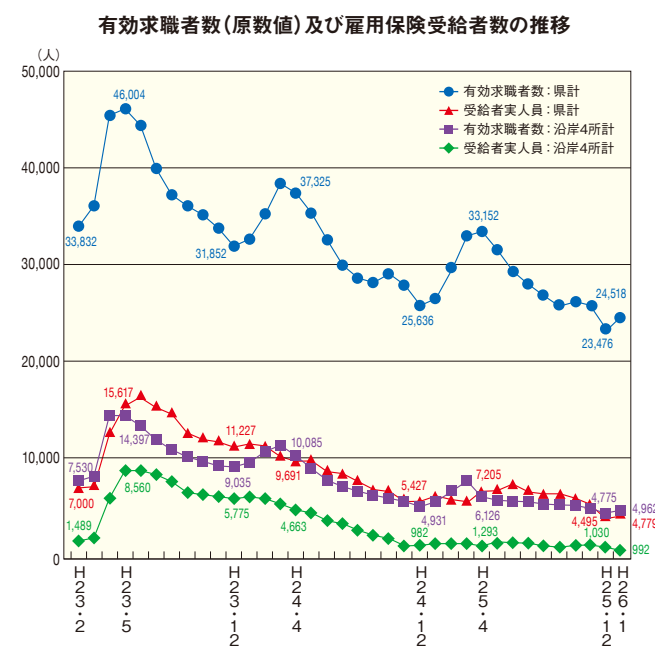
被災地域の求人状況を踏まえ、効果的なコース設定や受講あっせんを行います。

### ● 再就職の実現に向けた支援

就職活動が長期にわたる方には、担当者制によるきめ細かな就職支援を継続します。

## 5 東日本大震災の影響による失業者の雇用機会創出への支援

被災地の雇用創出の中核となることが期待される事業（事業復興型雇用創出事業や生涯現役・全員参加・世代継承型雇用創出事業）や女性の活躍促進、非正規雇用者の処遇改善を図る地域人づくり事業への雇用面からの支援を行います。





# Ⅱ 若者・女性・高齢者・障害者などの就業実現

## 1 若者の活躍促進

### ●就職活動から職場で活躍するまでの総合的なサポート

- ・「盛岡新卒応援ハローワーク」等による大学等への出張相談、担当者制によるきめ細かな個別支援を行います。
- ・若者と中小企業とのマッチングを進めるため、若者の採用、育成に積極的な企業を「若者応援企業」として周知し支援します。
- ・中学・高校・大学等の在学生に対し労働法制の基礎知識を学ぶ機会を積極的に提供します。

### ●フリーター等の正規雇用化の推進

「わかもの支援コーナー」などで担当者制による個別支援を行い、トライアル雇用奨励金の活用等によりフリーター等の正規雇用化を推進します。

### ●若者の「使い捨て」が疑われる企業等への対応策の強化

「総合労働相談コーナー」や「盛岡新卒応援ハローワーク」において相談を受け対応します。

若者の採用・育成に積極的な中小・中堅企業の皆さま  
「若者応援企業宣言」をしませんか？

「若者応援企業宣言」事業とは・・・

一定の労働管理の体制が整備されており、若者(35歳未満)のための求人を出し、若者の採用・育成に積極的であり、通常の求人情報よりも詳細な企業情報・採用情報を積極的に公表する中小・中堅企業を「若者応援企業」として、積極的にPRを行う事業です。

一定の労働管理の体制が整備されており、若者(35歳未満)を採用・育成に積極的にPRを行い、ハローワークが積極的にPRを行います。

「若者応援企業宣言」をすると、どんなメリットがあるの？

- 1 若者の職場定着が期待できます
- 2 社員の離職率を低減できます
- 3 就職支援会などへの参加機会が増えます
- 4 「若者応援企業」を名乗ることができます

どんな企業が「若者応援企業宣言」できるの？

- 1 学卒(大卒)以上、若者対象の100名以上の社員(大卒)をハローワークに登録すること
- 2 「若者応援企業宣言」の事業開始に賛同していること
- 3 以下の3項目を満たしていること
  - ・ 社内教育、キャリアアップ制度
  - ・ 過去3年以内の若者(35歳未満)の採用実績(若者採用率)
  - ・ 過去3年以内の若者(35歳未満)以外の正規雇用者(35歳未満)の採用実績と定着状況
  - ・ 若者の就業環境改善に向けた取り組み
  - ・ 若者の就業環境改善(若者)の実績
- 4 労働関係法令違反を行っていないこと
- 5 労働主側による解雇または退職勧奨を行っていないこと
- 6 新卒学卒者の採用内定取消を行っていないこと
- 7 取組金の不正給付等を行っていないこと

学生労働省・都道府県労働局・ハローワーク LL20301 若者01

### ●女性の就業実現

- ・マザーズコーナーでの仕事と子育ての両立支援等に取り組む企業の情報、保育所等子育て支援サービスの情報を提供します。
- ・家庭環境に配慮した職業相談・職業紹介の実施と助成金制度等の活用により就職を促進します。

### ●職業生活と家庭生活の両立支援対策の推進

- ・育児・介護休業法に基づく指導及び周知  
計画的な事業所訪問を実施し、特に中小企業における育児・介護休業法に沿った規定整備を図るとともに、育児休業等を理由とする不利益取扱いに対し指導を行います。
- ・両立支援に取り組む事業主に対する支援  
男性を含め育児休業を取得しやすい職場環境の整備に向け、企業に対し好事例の情報提供を行います。次世代育成支援対策推進法に基づく「一般事業主行動計画」の策定・届出等の徹底と同法に基づく認定制度の周知を図り、子育てサポート企業の普及を図ります。

## 3 高齢者等の活躍促進

### ●年齢にかかわらず意欲と能力に応じて働くことのできる「生涯現役社会」の実現に向けた高齢者の就労促進

- ・改正高齢者雇用安定法に基づき、確保措置を講じていない事業主に対する的確な助言・指導を行います。
- ・定年退職後の働き方を見つめ直すことができるよう高齢者を対象としたセミナー・相談会を開催します。

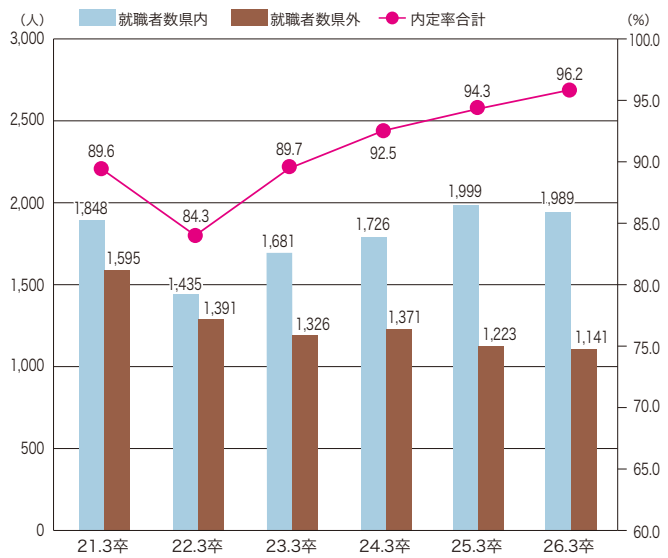
### ●高齢者等の再就職支援の援助・促進

- ・募集採用に係る年齢制限禁止の義務化を周知徹底し着実な施行を図ります。
- ・盛岡安定所に相談窓口を設置し、高齢求職者に対するチーム支援を実施するなど、再就職支援を充実・強化します。

### ●高齢者が地域で働ける場や社会を支える活動ができる場の拡大

- ・臨時的・短期的・軽易な就業を希望する高齢者の受け皿としてシルバー人材センター事業を関係機関と連携のもと推進します。

新規高卒者の就職内定者数及び内定率(1月末現在)



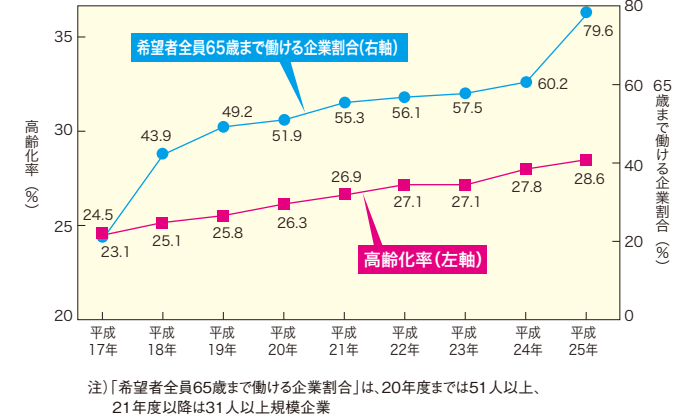
## 2 女性の活躍推進

### ●雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保対策の推進

- ・男女雇用機会均等法に基づく指導及び周知  
平成26年7月1日から改正男女雇用機会均等法施行規則等が施行・適用されるため改正内容の周知徹底を図ります。  
計画的な事業所訪問を実施し、配置・昇進を中心に性別を理由とする差別的取扱いや妊娠、出産等を理由とする不利益取扱いに対し指導を行います。
- ・ポジティブ・アクションに取り組む事業主に対する支援  
局幹部の企業訪問等によりポジティブ・アクションの取組を推進し、取組企業の事例等の情報開示を進めます。



希望者全員65歳まで働ける企業割合と高齢化率



### Ⅲ 安心して働くことができ、その能力を発揮しやすい労働環境の整備

#### 1 労働者が安全で健康に働くことができる職場作り

管内の労働災害による死傷者数は、平成22年以降、4年続けて増加していることから、第12次労働災害防止計画期間の初年度であった昨年の状況等を踏まえ、特に労働災害が多発している業種に対する労働災害防止対策を安全衛生業務の最優先課題として重点的に取り組みます。  
また、メンタルヘルス・産業保健対策等を第12次労働災害防止計画に基づき推進します。

#### 2 過重労働解消等のための働き方・休み方の見直し等に向けた取組

過重労働による健康障害防止に向けた事業主等の意識を高め、働き方・休み方の見直しを促進するために、「労働時間等見直しガイドライン(労働時間等設定改善指針)」の周知・啓発を行うなど、実態に応じた効果的な取組を促進します。

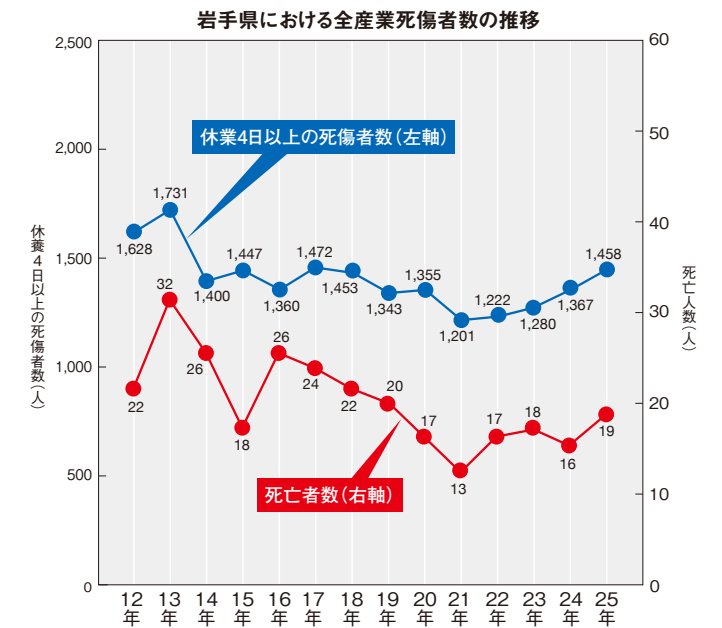
#### 3 最低賃金制度の適切な運営

##### 最低賃金額の改定等

最低賃金額の改定等について、使用者及び労働者に対し周知等を図るとともに、最低賃金の履行確保上問題があると考えられる地域、業種等を重点とした監督指導等を実施します。

##### 最低賃金引上げによる中小企業への支援

事業場内の最も低い賃金額を800円以上に上げる中小企業に対し、設備導入等の経費の一部を助成する「業務改善助成金」の周知を積極的に行い、利用促進を図ります。また、労務管理に関する相談等に対応する「最低賃金総合相談支援センター」の利用促進を図ります。



#### 4 障害者などの雇用促進

##### 精神障害者、発達障害者、難病などの障害特性に応じた支援の推進

精神障害者、発達障害者、難治性疾患などの障害特性に応じ、就職支援ナビゲーターや就職サポーターなどによるきめ細かな就職支援を実施します。

##### 中小企業に重点を置いた支援策の充実や「福祉」「教育」「医療」から「雇用」への移行促進

関係機関と連携のもと職場実習先の確保や企業見学会等を行うとともに職場定着支援など、雇用前から雇用後まで一貫した支援を行います。

##### 障害者雇用の更なる促進のための環境整備

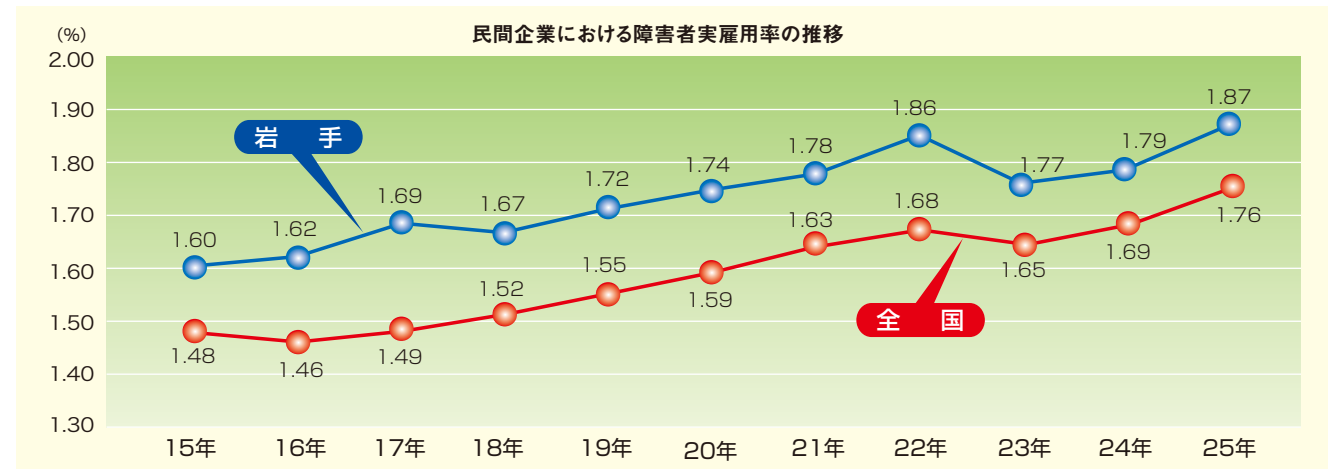
安定所と地域の関係機関によるチーム支援や就職面接会、就職ガイダンスを行います。

##### 障害者雇用促進のための税制上の優遇措置の活用促進

障害者を多数雇用する事業所に対する税制上の特例措置など各種優遇措置を周知し、税制の活用促進を促します。

##### チャレンジ雇用の推進

労働局及び安定所では、率先垂範して知的障害者等をチャレンジ雇用するとともに、他の公的機関などに対してもチャレンジ雇用を要請し、スムーズな一般雇用が図られるよう支援します。



※各年6月1日現在の状況です。



岩手県で働くすべての方へ。  
確認しましょう! **最低賃金**  
**665円** (時間額)  
岩手県のこれまでの最低賃金 653円から**12円アップ**  
【発効日】平成25年10月27日  
パートやアルバイトなどの雇用形態にも適用されます!  
必ずチェック最低賃金! 使用者も、労働者も。  
最低賃金は都道府県ごとに違うことをご存知ですか?  
賃金は最低賃金以上になっていますか?  
使用者は適用される最低賃金額を周知していますか?  
スマホ、携帯で調べよう! 自分の賃金と比べよう!  
厚生労働省



# 1 労働基準行政の主要施策

## 労働条件の確保・改善対策

● 基本的な労働条件の枠組み及びその管理体制を確立させるため、法定労働条件の履行確保上問題があると認められる事業場に対して的確な監督指導を実施するとともに、重大かつ悪質な事案に対しては、司法処分も含め厳正に対処します。

## 適正な労働条件の整備

● 職場のパワーハラスメントの予防・解決に向けた環境の整備  
「明るい職場応援団」の周知を図り、パワーハラスメントの予防・解決に向けて取り組む社会的気運の醸成を図ります。

明るい職場応援団  
<http://www.no-pawahara.mhlw.go.jp/>

## 労働者の安全と健康確保対策の推進

### ● 労働災害多発分野における安全確保対策の推進

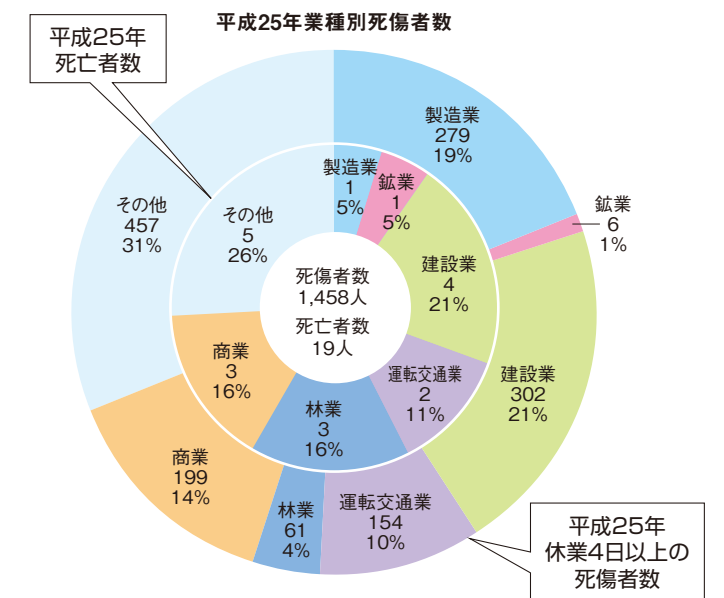
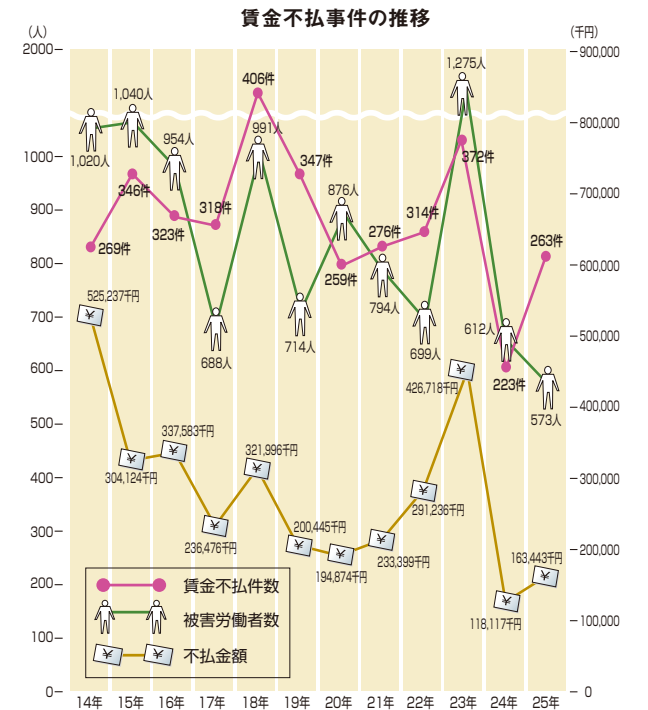
第12次労働災害防止計画の目標達成に向けて、労働災害の減少傾向が見られない小売業、社会福祉施設及び道路貨物運送業、並びに労働災害の多い製造業及び建設業を重点業種として労働災害防止対策に取り組めます。

### ● 季節的要因等に関連する労働災害防止対策

労働災害全体の1割強を占める凍結による転倒等冬季特有の労働災害防止対策、及び夏季の暑熱な環境での作業で多発する熱中症の予防対策に取り組めます。

### ● 化学物質による健康障害防止対策

化学物質の取扱い事業場に対し、計画的に監督指導や個別指導を行い、特定化学物質障害予防規則、有機溶剤中毒予防規則等の遵守徹底を図るとともに、SDS(安全データシート)交付義務対象物質等の適切なばく露防止措置の促進、譲渡・提供時における危険有害性情報の確実な伝達の指導に取り組めます。



## 4 労働紛争の迅速な解決の促進

### ● 個別労働紛争解決制度の積極的な運用

総合労働相談コーナーの機能の強化のため定期的巡回により現状を把握し、活用を促進するため、一層の周知を図るとともに、必要な改善を図ります。

**総合労働相談コーナー**

岩手労働局 企画室内 TEL.019-604-3002  
☎0120-980-783  
※固定電話のみ通話可、携帯不可。

盛岡労働基準監督署内 TEL.019-604-2530

宮古労働基準監督署内 TEL.0193-62-6455

釜石労働基準監督署内 TEL.0193-23-0651

花巻労働基準監督署内 TEL.0198-23-5231

一関労働基準監督署内 TEL.0191-23-4125

大船渡労働基準監督署内 TEL.0192-26-5231

二戸労働基準監督署内 TEL.0195-23-4131

◎相談窓口の受付時間は、午前9時から午後5時までです。

### ● 均等法等三法に係る紛争の解決の促進

男女雇用機会均等法、育児・介護休業法及び、パートタイム労働法に基づく個別紛争解決援助制度について、積極的に周知し制度の活用を図ります。

簡単な手続きで、迅速に行政機関に解決してもらいたい場合

**都道府県労働局長**による援助 (助言・指導・勧告)

雇用均等室に援助をお申し出下さい。電話、手紙(連絡先記載)でも結構です(申立書などの文書は必要ありません)。

雇用均等室が労働者と事業主双方から、お話を伺います。

双方のお話を踏まえ、問題解決に必要な助言などの援助を行います。

**当事者双方が援助の内容に沿った解決策を実行すること(歩み寄り)により問題が解決!**

公平、中立性の高い第三者機関に援助してもらいたい場合

**機会均等調停会議(均等法) 両立支援調停会議(育介法) 均衡待選調停会議(パート法)**による調停

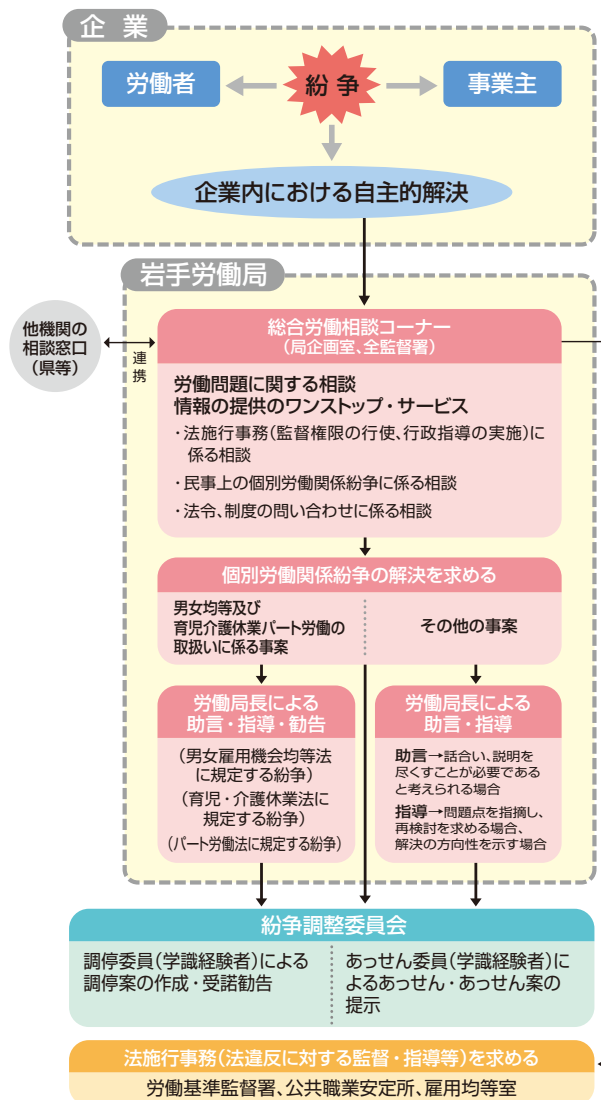
雇用均等室に調停申請書を提出してください。

調停委員が労働者と事業主双方から、お話を伺います。

双方のお話を踏まえ、調停委員が紛争解決の方法として調停案を作成し、当事者双方にお勧めします。

**当事者双方が調停案を受託することにより、問題が解決!**

### 個別労働紛争解決システムのスキーム





## 2 職業安定行政の主要施策

### 地方自治体との連携した重層的なセーフティネットの構築

#### 地方自治体との連携による雇用対策の推進

- ・岩手県との雇用対策協定に基づき、東日本大震災からの本格的な復興に向け、相互に連携して求職者の就職促進と県内企業の人材確保を支援します。
- ・生活保護受給者や生活困窮者の効果的な自立支援のため、生活保護受給者等就労自立促進事業により関係機関との連携を図り、一体となった就労支援を支援します。
- ・地方自治体と労働局・安定所の協定に基づく一体的実施を推進します。

#### 地域の創意工夫を活かした雇用創造の推進

- ・被災地における本格的な雇用を創出するため、岩手県及び市町村と連携し重点分野雇用創造事業による雇用機会の創出を推進します。
- ・岩手県が行う「戦略産業雇用創造プロジェクト」、市町村が行う「実践型地域雇用創造事業」で実施するセミナー等各種事業を求職者等へ情報提供します。

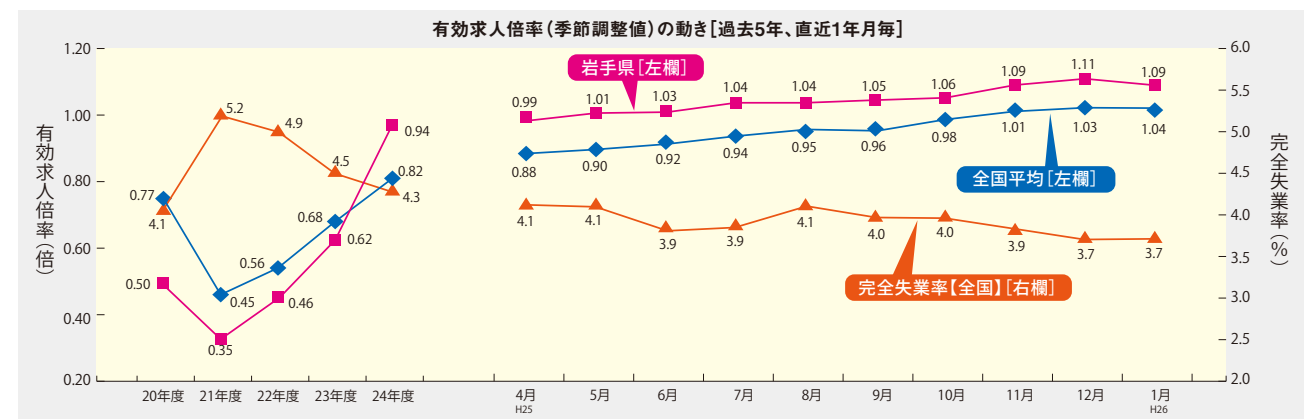
#### 民間人材ビジネス等の活用によるマッチング機能の強化

- 安定所が保有する求人情報を職業紹介事業を行う民間人材ビジネス・地方公共団体に対してオンラインで提供します。また、安定所において民間ビジネスの活用を希望する求職者に対して、民間ビジネス各社のリーフレットを配付します。

### 人手不足解消等に向けた人材確保対策

#### 職業紹介業務の充実強化による効果的なマッチングの推進

- ・求職票、求人票の記載内容の充実等を図り、主体的に求人者及び求職者双方に対するあっせん提案を行います。



#### メンタルヘルス・産業保健対策及び過重労働による健康障害防止対策

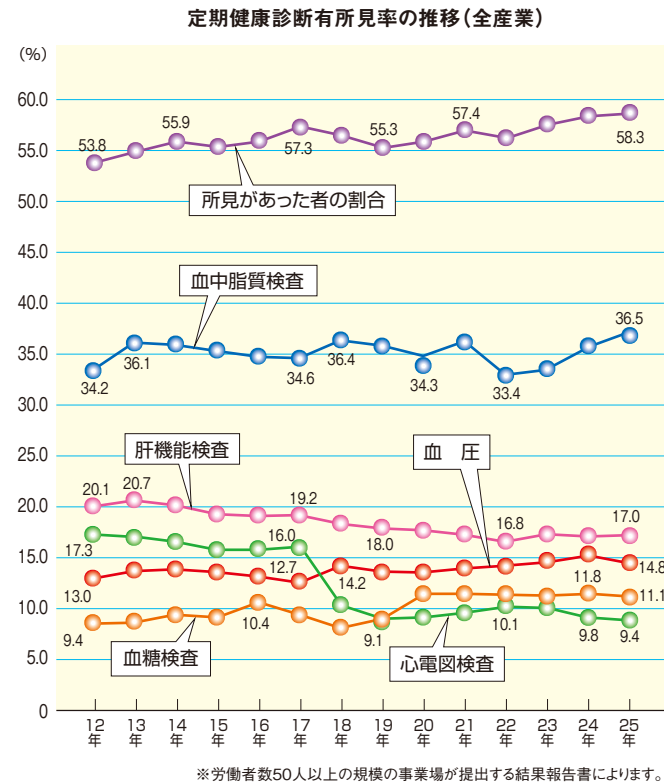
メンタルヘルス対策に関する指導及び産業保健活動総合支援事業の周知並びに過重労働による健康障害防止対策に取り組みます。

#### 石綿健康障害予防対策

建築物等の解体時等における石綿ばく露防止対策の推進については、計画届、作業届、関係行政機関等から収集した情報を基に、迅速かつ効果的な監督指導等を行う。

#### 職業性疾病等の予防対策

第8次粉じん障害防止総合対策に基づき、粉じんの障害防止対策に取り組みます。



※労働者数50人以上の規模の事業場が提出する結果報告書によります。

### 労災補償対策の推進

#### 労災保険給付の迅速・適正な処理

労災保険給付の請求については、標準処理期間内の迅速な処理に努めるとともに、認定基準等に基づいた適正な認定に万全を期します。

#### 脳・心臓疾患事案及び精神事案に係る迅速・適正な処理の徹底

社会的な関心が高く複雑困難が多い脳・心臓疾患事案及び精神障害事案については、認定基準等に基づき、迅速・適正な事務処理を一層推進します。

#### 石綿救済制度等に係る周知及び石綿関連疾患の請求事案に係る迅速・適正な処理

石綿関連疾患に係る補償(救済)制度の周知の徹底を図り、特にがん診療連携拠点病院等で労災請求の勧奨がされていない場合には、再度周知します。また、石綿関連疾患に係る労災保険給付及び特別遺族給付金の請求については、認定基準に基づき、迅速・適正な補償・救済を行います。

#### 胆管がんに係る労災請求事案の対応

職歴、従事業務、化学物質の使用状況、事業場の作業環境等について、的確な調査を実施します。

#### 東日本大震災の被災者等に対する適切な対応

震災に伴う遺族(補償)年金受給者等に対する懇切丁寧な相談対応に努めます。また、復旧・復興工事の本格化に伴う各種手続き・労災請求等の対応を図ります。

**その病気、その症状は**  
**アスベスト**

# 石綿が原因

かもしれません

ご家族に、肺がんや中皮腫などで亡くられた方はいませんか？

息切れ、胸が苦しいなどの症状が出ていませんか？

石綿による疾病と認定された場合、各種給付を受けることができます。

◆お心当たりのある方は、以下の機関にご相談ください。

- お近くの労働基準監督署または都道府県労働局
- 独立行政法人 環境再生保全機構 (ERCA)



### 3 雇用均等行政の主要施策

#### 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保対策の推進

- 計画的に事業所訪問を行い、募集・採用、配置、昇進等に関し男女差別が把握された場合は、事業主に対し指導を実施します。
- 労働者からの妊娠等を理由とする不利益取扱いや職場のセクシュアルハラスメントに関する相談に対応し、解決を図ります。
- 実効あるセクシュアルハラスメント対策が講じられるよう、改正された指針の周知を行います。
- 平成26年7月1日から施行される改正省令・指針の内容を労使双方に周知します。

#### ポジティブ・アクションに取り組む事業主への支援

事業主がポジティブ・アクション(管理職に女性が少ないなど、男女労働者の間に事実上生じている格差の解消のために自主的に行う取組)に積極的に取組むよう、具体的な助言を実施し、取組促進のための助成金を支給します。



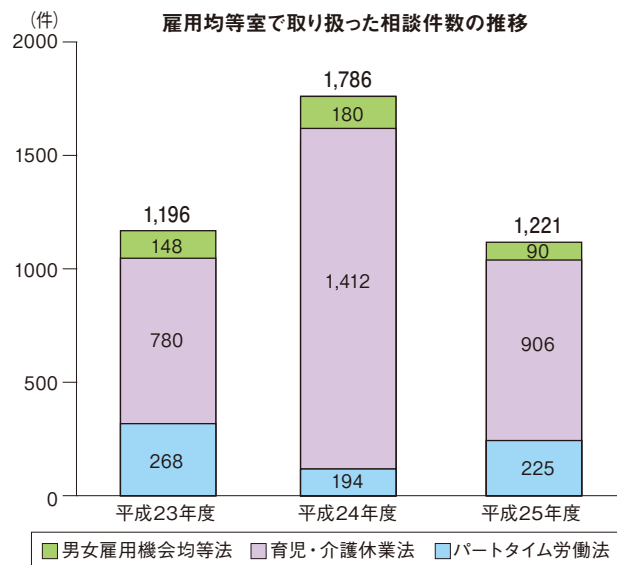
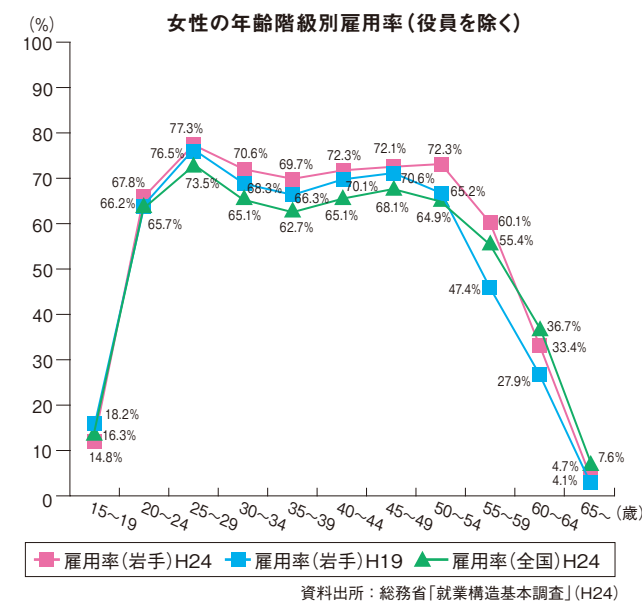
#### 職業生活と家庭生活の両立支援対策の推進

- 計画的に事業所訪問を行い、育児・介護休業法に沿った規定整備が図られるよう指導します。
- 法の内容や一定の条件を満たす非正規労働者が育児・介護休業制度等の対象であることを、労使双方に周知します。
- 労働者からの育児休業等の取得を理由とした不利益な取扱いに関する相談に対応し、解決を図ります。
- 男性を含め育児休業を取得しやすい職場環境の整備に向けて好事例に関する情報提供等を行います。また、育児休業制度等の制度利用を普及するため、「両立支援助成金」の支給を行います。
- 次世代育成支援対策推進法(以下「次世代法」といいます)に基づく「一般事業主行動計画」の策定、労働局への届出等について助言を行います。
- 次世代法に基づく認定マーク「くるみん」の取得促進のため、税制優遇措置や好事例等の情報提供を行います。



#### パートタイム労働者の均等・均衡待遇の確保対策の推進

- 計画的に事業所訪問を行い、パートタイム労働者と正社員との均衡待遇について法違反があった場合は指導を行います。
- パートタイム労働者と正社員との均衡待遇が図られるよう、事業主に対しパートタイム労働者の職務分析・職務評価の導入を支援します。



### 4 労働保険適用徴収業務の主要施策

#### 労働保険料等の適正徴収等

- 労働保険料を滞納している事業場に対して、臨戸訪問等による滞納整理を実施し、前年度の収納率を上回ることを目標とします。また、口座振替制度の利用促進の周知を行い、収納率の向上を図ります。
- 費用負担の公平の確保を図るため、パートタイム労働者等を多く雇用する事業場を重点に労働保険料算定基礎調査を実施します。

#### 労働保険の未手続事業一掃対策の推進

- 労働保険の未手続事業を一掃するため、未手続事業場の情報を収集し、加入指導を行うとともに、指導に応じない事業場については職権による成立手続を行います。

#### 年度更新の円滑な実施

- 労働保険料の期限内自主申告・自主納付の徹底を図るため、広報による申告・納付期限の周知を行うとともに、県内12地域13会場において年度更新等申告書記載相談会及び集合指導・受付を実施します。

#### 労働保険事務組合制度の効率的な運用を図るための指導等

- 労働保険事務組合の事務担当者を対象とする研修会を開催するなど、事務組合の事務が円滑かつ適正に行われるよう指導・援助を行います。

#### 電子申請の利用の促進

- 年度更新期間を中心に、事業主や社会保険労務士等に電子申請の利用を勧奨するなど、様々な機会をとらえて周知・広報を図ります。

#### 一般拠出金率の改正等の周知徹底

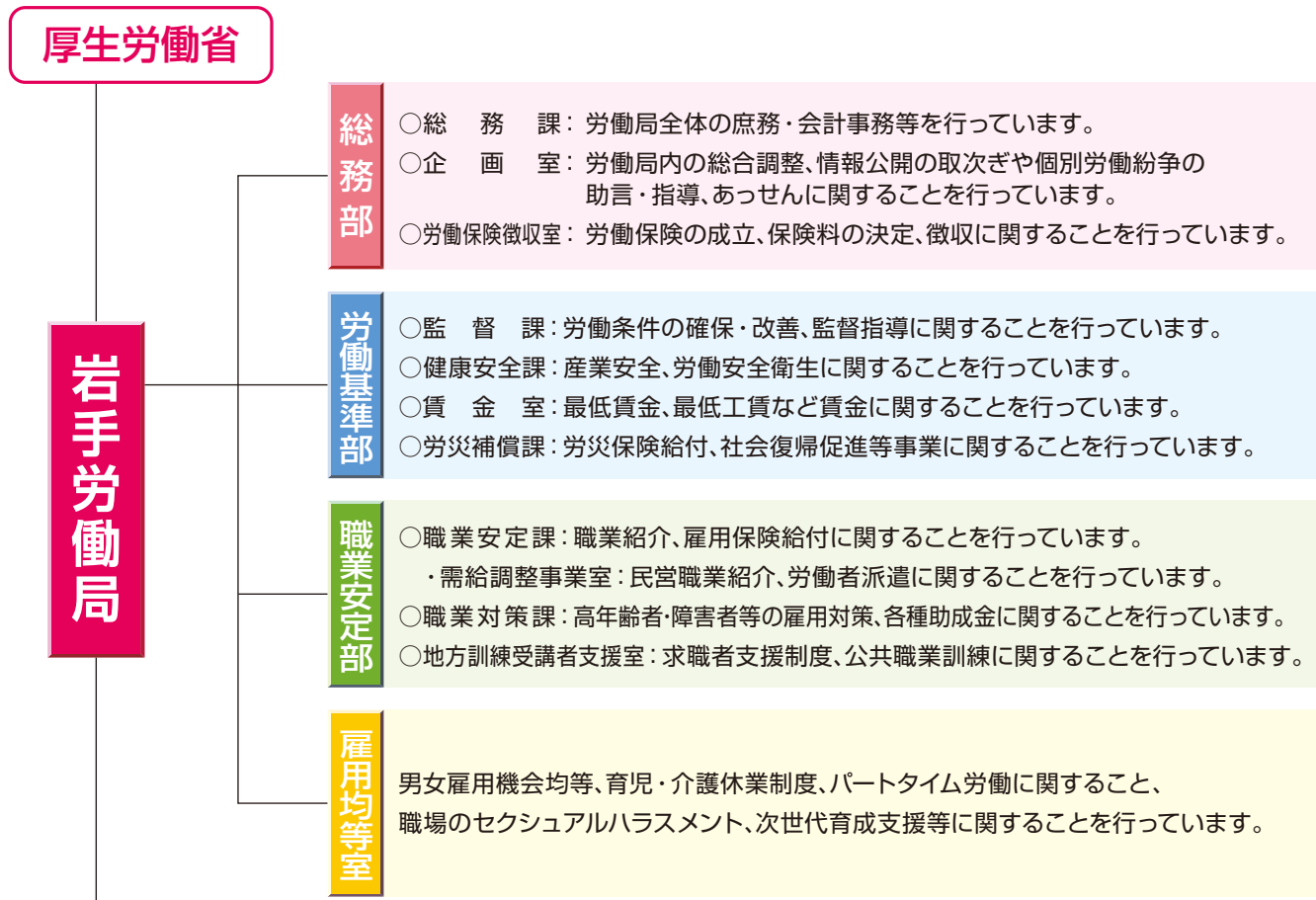
- 一般拠出金率の改正、労災保険率表の細目の一部改正について、年度更新時などあらゆる機会を利用し、事業主への周知を図ります。



e-Gov 電子政府の総合窓口 イーガブ  
http://www.e-gov.jp/



# 岩手労働局 組織図及び所掌業務



## 労働基準監督署(県内7署)

労働基準監督署は、労働基準法、労働安全衛生法、最低賃金法などの法律で定められている労働条件について、申告や定期監督により、立入検査を行うなど労働基準監督制度等によりその履行を図っているほか、労災保険の休業給付・遺族年金の相談、労働保険の適用・徴収に関するを行っています。

また、総合労働相談コーナーを設け、労働者と事業主との間の労働関係の紛争の解決の援助を行っています。

### 盛岡労働基準監督署

### 宮古労働基準監督署

### 釜石労働基準監督署

### 花巻労働基準監督署

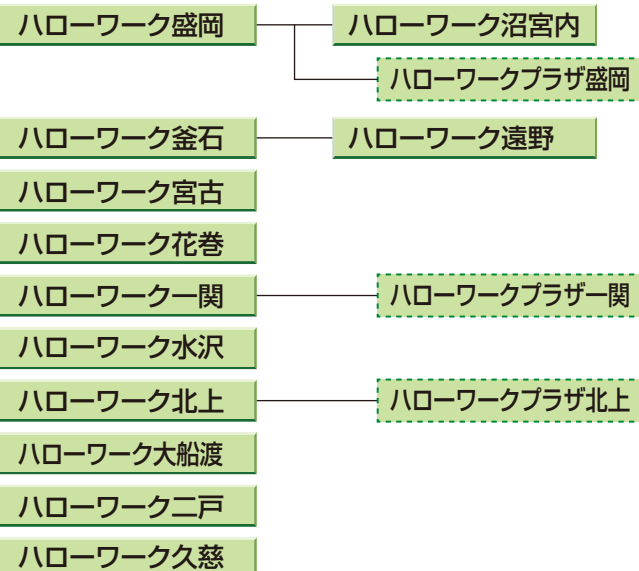
### 一関労働基準監督署

### 大船渡労働基準監督署

### 二戸労働基準監督署

## ハローワーク(県内12所)

ハローワークでは、「求人者へのサービス」や「求職者へのサービス」そして雇用保険関係業務(失業の認定、失業給付等)を行っています。また、高齢者や障害者、新規卒業者等の職業紹介、職業訓練のあっせん、雇用調整助成金等の各種助成金、高齢者雇用継続給付・育児休業給付・介護休業給付に関するを行っています。



※ は、職業相談、職業紹介に関するを行っています。

## 岩手労働局

〒020-8522 盛岡市盛岡駅西通1-9-15  
(盛岡第2合同庁舎5F)

### 総務部

総務課 TEL.019-604-3001  
企画室 TEL.019-604-3002  
労働保険徴収室 TEL.019-604-3003

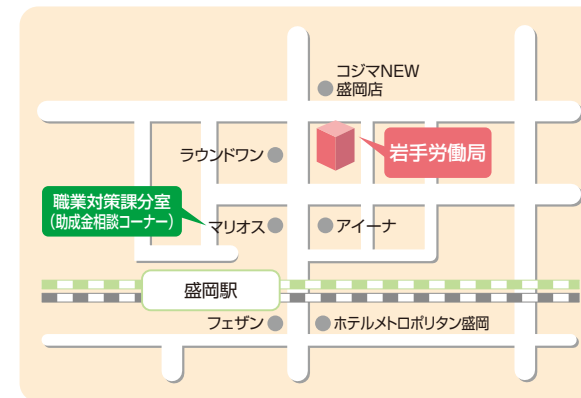
### 労働基準部

監督課 TEL.019-604-3006  
健康安全課 TEL.019-604-3007  
賃金室 TEL.019-604-3008  
労災補償課 TEL.019-604-3009

### 職業安定部

職業安定課 TEL.019-604-3004  
需給調整事業室 TEL.019-604-3004  
職業対策課 TEL.019-604-3005  
職業対策課分室(助成金相談コーナー)  
TEL.019-606-3285  
地方訓練受講者支援室 TEL.019-604-3004

**雇用均等室** TEL.019-604-3010



## 労働基準監督署

盛岡労働基準監督署 TEL.019-604-2530  
〒020-8523 盛岡市盛岡駅西通1-9-15  
(盛岡第2合同庁舎6F)

宮古労働基準監督署 TEL.0193-62-6455  
〒027-0073 宮古市緑ヶ丘5-29

釜石労働基準監督署 TEL.0193-23-0651  
〒026-0041 釜石市上中島町3-2-12  
(新日鐵住金健康保険組合  
釜石支部健康センター2F)

花巻労働基準監督署 TEL.0198-23-5231  
〒025-0091 花巻市西大通り1-6-24

一関労働基準監督署 TEL.0191-23-4125  
〒021-0864 一関市旭町5-11

大船渡労働基準監督署 TEL.0192-26-5231  
〒022-0002 大船渡市大船渡町字13-14

二戸労働基準監督署 TEL.0195-23-4131  
〒028-6103 二戸市石切所字荷渡6-1  
(二戸合同庁舎2F)

## ハローワーク・ハローワークプラザ [その他関連施設]

ハローワーク盛岡 TEL.019-651-8811(案内)  
〒020-0885 盛岡市紺屋町7-26  
(各担当はダイヤルインとなります)

ハローワークプラザ盛岡 TEL.019-623-4800  
〒020-0024 盛岡市菜園1-12-18  
(盛岡菜園センタービル2F)

ハローワーク沼宮内 TEL.0195-62-2139  
〒028-4301 岩手郡岩手町大字沼宮内7-11-3

ハローワーク釜石 TEL.0193-23-8609  
〒026-0043 釜石市新町6-55

ハローワーク遠野 TEL.0198-62-2842  
〒028-0524 遠野市新町2-7

ハローワーク宮古 TEL.0193-63-8609  
〒027-0038 宮古市小山田1-1-1(宮古合同庁舎1F)

ハローワーク花巻 TEL.0198-23-5118  
〒025-0098 花巻市材木町27-10

ハローワーク一関 TEL.0191-23-4135  
〒021-0026 一関市山目字前田13-3

ハローワークプラザ一関 TEL.0191-31-5911  
〒021-0881 一関市大町6-52(ガーデンよこや内)

ハローワーク水沢 TEL.0197-24-8609  
〒023-8502 奥州市水沢区東中通り1-5-35

ハローワーク北上 TEL.0197-63-3314  
〒024-0091 北上市大曲町5-17

ハローワークプラザ北上 TEL.0197-65-5810  
〒024-0092 北上市新穀町1-4-1  
(ツインモールプラザ西館2F)

ハローワーク大船渡 TEL.0192-27-4165  
〒022-0002 大船渡市大船渡町字赤沢17-3  
(大船渡合同庁舎)

ハローワーク二戸 TEL.0195-23-3341  
〒028-6103 二戸市石切所字荷渡6-1  
(二戸合同庁舎1F)

ハローワーク久慈 TEL.0194-53-3374  
〒028-0051 久慈市川崎町2-15

ハローワーク盛岡マゼーズコーナー  
TEL.019-907-0203  
〒020-0024 盛岡市菜園1-12-18(盛岡菜園センタービル)

ハローワーク水沢マゼーズコーナー  
TEL.0197-24-8609  
〒023-8502 奥州市水沢区東中通り1-5-35(水沢公共職業安定所内)

ハローワーク宮古マゼーズコーナー  
TEL.0193-63-8609  
〒027-0038 宮古市小山田1-1-1(宮古合同庁舎内)

ハローワーク一関マゼーズコーナー  
TEL.0191-23-4135 〒021-0026 一関市山目字前田13-3

盛岡新卒応援ハローワーク  
TEL.019-653-8609  
〒020-0024 盛岡市菜園1-12-18(盛岡菜園センタービル)

きやりあさぼーと盛岡  
TEL.019-908-2060  
〒020-0024 盛岡市菜園1-12-18(盛岡菜園センタービル)

県南総合就業支援拠点(いわて県南パーソナルサポートセンター)  
TEL.0197-23-6331  
〒023-0801 奥州市水沢区横町2-1(メイプル地下1F)

滝沢市地域職業相談室  
TEL.019-687-6911  
〒020-0632 滝沢市字牧野林1000-1

一関市ふるさとハローワーク  
TEL.0191-53-2099  
〒029-0803 一関市千厩町千厩字北方174(一関市役所千厩支所内)

陸前高田市ふるさとハローワーク  
TEL.0192-53-2525  
〒029-2205 陸前高田市高田町字鳴石50-10